



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年6月15日
観光庁

「令和2年度観光の状況」及び「令和3年度観光施策」 (観光白書)について

令和3年版の観光白書が本日、閣議決定されました。
最近の観光の動向や、新型コロナウイルス感染症が観光にもたらした影響を幅広い観点から分析するとともに、観光立国の実現に向けて講じようとしている施策を報告しています。

観光白書は観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)第8条第1項及び第2項の規定に基づき、観光の状況及び政府が観光立国の実現に関して講じた施策並びに観光に関して講じようとする施策について、毎年国会に報告しているものです。概要等は以下のとおりです。

【概要】 本白書は以下の4部で構成されています。

第Ⅰ部:観光の動向

・世界の観光の動向、日本の観光の動向等を報告しております。

第Ⅱ部:新型コロナウイルス感染症を踏まえた観光の新たな展開

・新型コロナウイルス感染症がもたらした観光のトレンドの変化として、
-旅行形態の変化や「新たな旅のスタイル」等についての分析
・観光業の体質強化・観光地の再生に向けた取組として、
-宿泊施設等を含めた観光地の面的再生や新たな観光コンテンツの創出等への取組等を示しております。

第Ⅲ部:令和2年度に講じた施策

第Ⅳ部:令和3年度に講じようとする施策

・政府が観光に関して令和2年度に講じた施策及び令和3年度に講じようとする施策を記載しております。

〈資料〉

- ・令和3年版 観光白書について
- ・令和2年度 観光の状況 令和3年度 観光施策 (要旨)
- ・令和2年度 観光の状況 令和3年度 観光施策 (本編)

【お問い合わせ先】

観光庁 観光戦略課 観光統計調査室

担当:大沼、小野、湯原

電話:(代表)03-5253-8111

(内線)27-207、27-214、27-216

(直通)03-5253-8325

(FAX)03-5253-1691